

社会福祉法人めぐみ福祉会評議員及び非常勤役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ福祉会（以下「福祉会」という。）の評議員及び非常勤役員の報酬の支給について、定款第8条、第10条及び第22条の規定に基づいて必要な事項を定めるものである。

(報酬の額)

第2条 定款第22条に規定する報酬等の総額は年80万円を超えない範囲で、評議員及び非常勤役員が、評議員会及び理事会以外で福祉会の運営のため、理事長の要請を受けてその業務にあたった場合は、報酬として日額10,000円を限度として支給することができる。

- 2 前項の報酬の額は、業務の内容及び時間等を勘案して別表のとおりとする。
なお、理事長は、報酬を支給した場合は、直後の理事会に報告しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長には、月額50,000円の定額を支給する。

(支給方法)

第3条 前条第1項の日額報酬は、原則として当日に現金で支給する。

- 2 前条第3項の月額報酬は、当月分を毎月26日に支給する。ただし、その日が休日に当たる場合は、直前の平日に支給する。

(報酬控除)

第4条 次に掲げるものは報酬から控除するものとする。

- ① 源泉所得税
- ② その他、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった金額

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 役員及び評議員の旅費日当等に関する規程は、平成29年12月31日をもって廃止する。

別表（規程第2条第2項の額）

区分		報酬	備考
監事監査	定期監査及び決算監査	日額 10,000円	
	随時監査（従事時間が4時間以上）	日額 10,000円	
	随時監査（従事時間が4時間未満）	日額 5,000円	
その他の業務	従事時間が4時間以上	日額 10,000円	
	従事時間が4時間未満	1時間当たり 2,000円	